

施設名			
所在地			
連絡先	(電話)	(メール)	

チェック項目				ページ	施設	横浜市
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達						
①	防災情報（気象情報・避難情報等）の、収集・伝達が記載されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	レベル3（高齢者等避難）の発令で、避難行動をとることとなっているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	レベル3（高齢者等避難）の発令がない場合でも、避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定しているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(イ) 避難誘導						
④	施設の状況に応じた避難場所を設定するような計画となっているか。					<input type="checkbox"/>
⑤	浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難経路の設定となっているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう事前に調整されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ウ) 施設設備						
⑦	気象情報、避難情報等を入手するための設備が記載されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	夜間の避難が想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	屋内避難を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(エ) 教育、訓練						
⑩	教育・訓練の実施が設定されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）						
⑪	■自衛水防組織を統括する統括管理者が記載されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫	■情報収集及び伝達、利用者の避難誘導が自衛水防組織の業務として記載されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬	■班体制について、班長班員が記載され、それぞれの任務が記載されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭	■自衛水防組織の構成員に対する、教育・訓練が上記（エ）に準じて設定されているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

作成した避難確保計画の該当項目記載ページを記入

作成した避難確保計画の該当項目記載ページを記入

区役所	総務局危機管理室	経過欄

避難確保計画

浸水対策編 ・ 土砂災害対策編

【施設名： 】

令和 年 月 日 作成

『避難確保計画作成』について

<水防法第15条の3第1項>

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

<水防法第15条の3第2項>

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

<土砂災害防止法第8条の2とは>

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

<土砂災害防止法第8条の2第2項とは>

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

様式編 目 次

以下の書類（様式等）を使って、避難確保計画を作成しましょう。
作成した避難確保計画は、施設所在区の区役所総務課等へ提出してください。

必ず提出が必要な書類

○	避難確保計画提出時のチェックリスト	
○	避難確保計画の表紙	
1	計画の目的	} 様式 1
2	計画の報告	
3	計画の適用範囲	
	施設周辺の避難経路図	別紙 1
	施設内の避難経路図	別紙 2
4	防災体制	様式 2
5	情報収集・伝達	様式 3
6	避難誘導	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	

自衛水防組織を設置している場合のみ提出が必要な書類

9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式 6
別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	} 様式 7
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	

自衛水防組織を設置している場合のみ作成

施設内共有資料（行政への提出は必要ありません）

10	防災体制一覧表	様式 8
11	施設内掲示用資料（浸水想定区域内施設用）	様式 9
12	施設内掲示用資料（土砂災害警戒区域内施設用）	様式 10

1 計画の目的

この計画は、

水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2

者の洪水時等土砂災害が発生し、又は土砂災害が発生するおそれのある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

どちらかに○

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、

水防法第15条の3第2項、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

どちらかに○

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

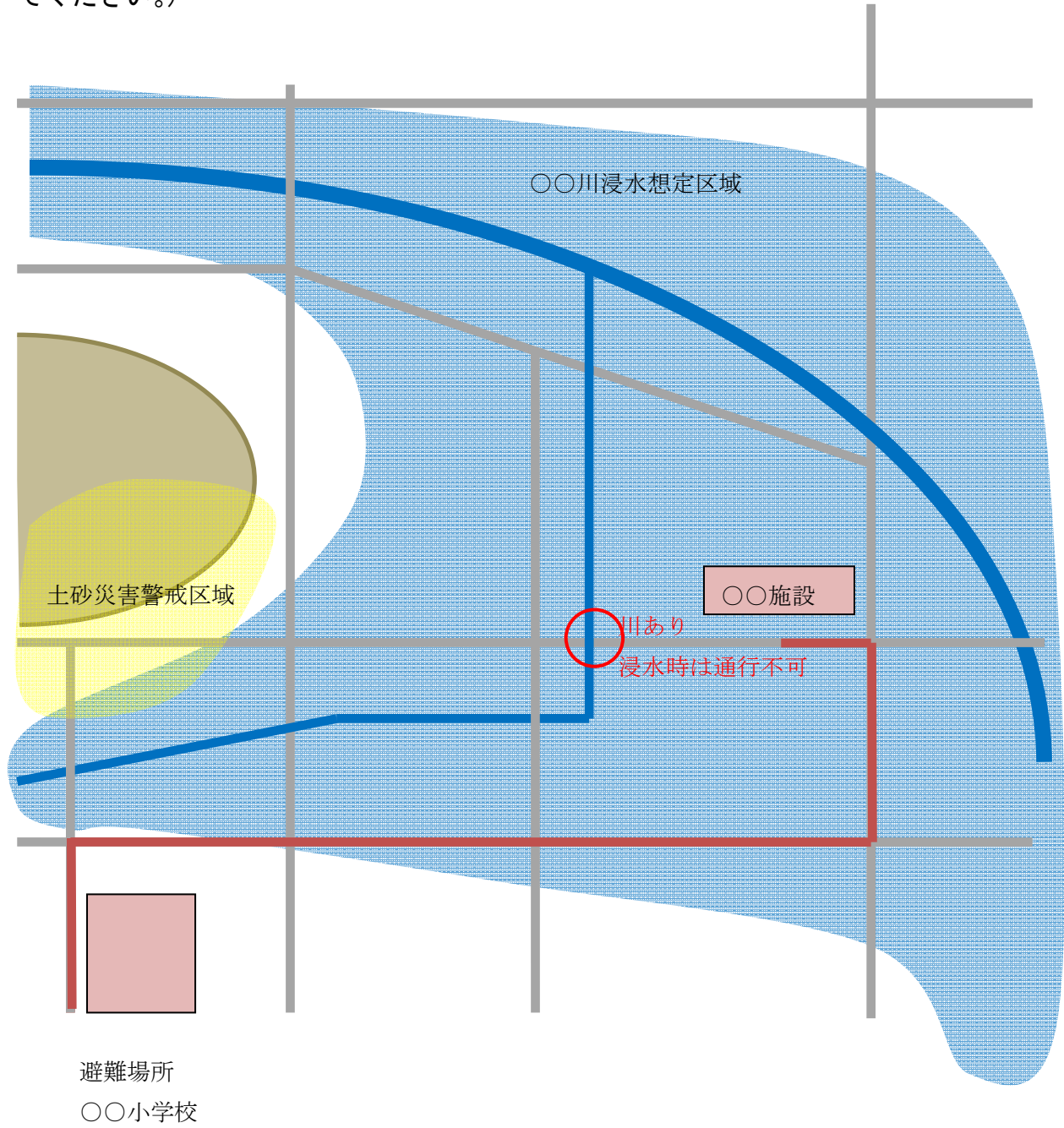
【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

【施設周辺の避難経路図】

立ち退き避難経路図

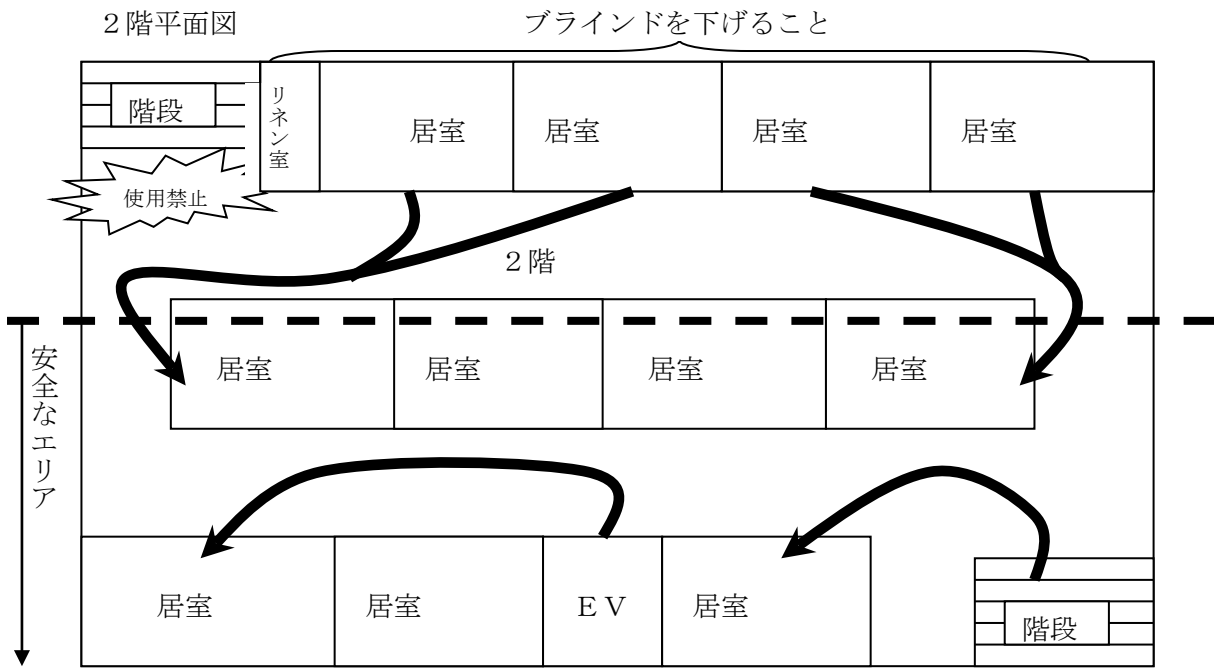
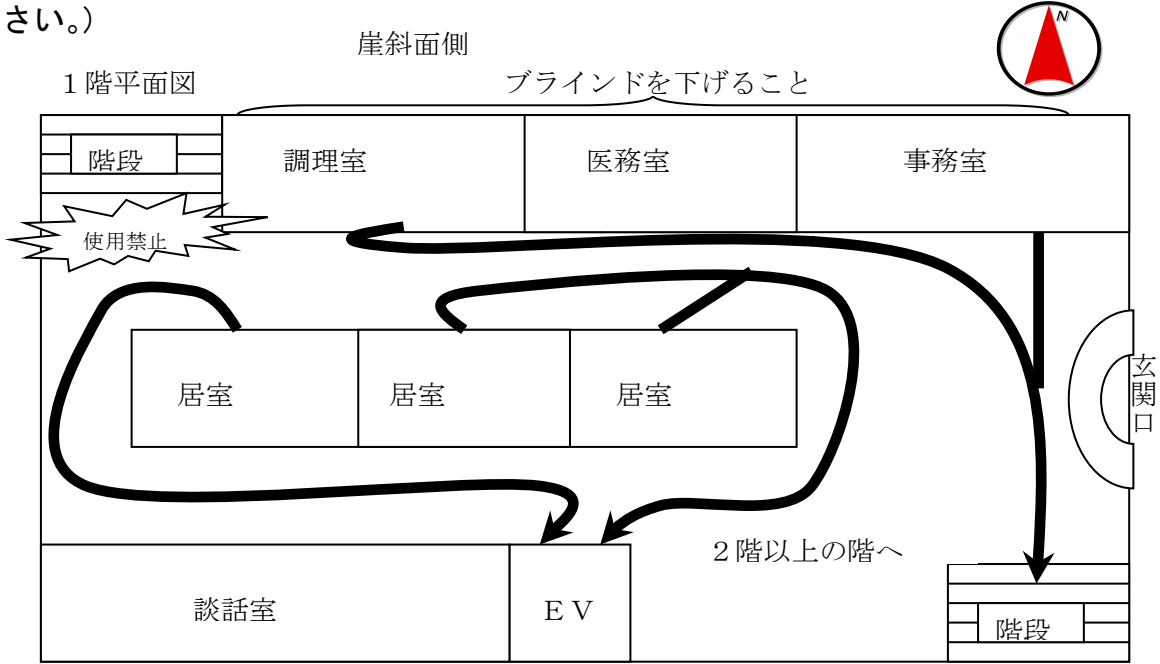
立ち退き避難経路図例（避難場所、避難経路については様式 4 避難誘導の解説を参照してください。）



【施設内の避難経路図】

屋内避難経路図

屋内避難経路図例（避難場所、避難経路については様式4 避難誘導の解説を参照してください。）



4 防災体制②

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	事柄	対応する班など	活動内容
警戒体制	大雨注意報発表 洪水注意報発表 高潮注意報発表	情報収集伝達要員	統括管理者から各班に連絡（体制確立）
			気象情報の入手 ・テレビ・ラジオ・インターネット ・防災情報Eメール
			・利用者などへの館内放送 ・入院（所）者家族などへの連絡
			引き続き気象 降雨の様子や
		避難誘導要員	・資機材の準備・避難経路の確認 ・必要に応じて地域への協力依頼
避難体制	大雨警報発表 洪水警報発表 高潮警報発表 レベル3（高齢者等避難）発令② 土砂災害警戒情報発表 レベル4（避難指示）発令	情報収集伝達要員	館内放送等（利用者などに発令内容等を伝達）
			避難に関する指示を伝達
		避難誘導要員	利用者を避難先に避難誘導
			・避難状況の把握・避難誘導 ・必要に応じて地域への協力依頼
非常体制	施設への著しい浸水など 大雨特別警報発表 高潮特別警報発表 レベル5（緊急安全確保措置）発令	情報収集伝達要員	消防署などの公的機関に応援を要請

職員のみで避難誘導に支障がある場合は、事前に地域の支援を得られるよう調整してください。

※当施設は、高齢者等避難が発令された段階で要配慮者の避難誘導を行う。③

また、河川水位や崖の状況に応じて、高齢者等避難の発令を待たずに避難の可否を判断する。

防災体制における担当と役割を記載する「防災体制一覧表」については、ひな形の様式8を活用して作成してください。この「防災体制一覧表」は、行政への提出の必要はありません。

《防災体制》

浸水、土砂災害の発生のおそれがある場合の体制、体制ごとの活動内容、体制ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載してください。

《活動内容》

気象情報等の収集から避難誘導までの主な活動内容及びその順序について検討してください。

その際、児童の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、早期に避難を完了させる観点から、十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所ですることが望ましいです。

複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、それぞれの河川の氾濫の危険性を考慮して検討してください。

《体制の区分》

体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。ただし、気象情報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

《体制の確立基準》

体制ごとの確立の基準は、河川からの氾濫水等の到達や、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定してください。

避難指示が間に合わない場合等も想定して、体制確立の基準となる情報を複数設定し、いずれかに該当した場合に体制を確立します。

《対応要員》

各活動を実施する要員を検討してください。

休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討してください。

休日・夜間など、当該施設等の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの水害実績等を勘案して参集ルートについて浸水・土砂災害の可能性のある箇所をさけるなど、従業員等の安全に配慮してください。

5 情報収集・伝達 ①

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにより情報を収集する (収集する情報は浸水編の2-2-6を参照してください)
洪水予報・河川水位	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市危機管理室ホームページ (https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyubohan/bousai-saigai/bosai/information.html)
レベル3(高齢者等避難)、レベル4(避難指示)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市防災情報Eメールに登録して情報を収集する。 ・テレビ・ラジオ等から情報を収集する。 ・施設周辺の状況を目で確認する。 ①

《情報収集》

大規模な水害が発生した場合には、停電することが想定されます。停電時においても情報を収集できるようにしておく必要があります。

避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。

浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなども注意してください。ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

収集した情報は、職員で共有しましょう。

(2) 情報伝達

- ア 施設内の緊急連絡網等に基づき、また館内放送や掲示板などを用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- イ 緊急連絡網については別に定める。

《施設内連絡網》

緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいです（既存のものがあれば、そちらを活用することもできます）。

《利用者家族への連絡》

利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。

外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましいです。

入院(所)者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難に混乱をきたさないようにすることが重要です。

なお、利用者家族(入院(所)者家族)の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくが良いです。

避難誘導の流れ ④

施設利用者等を避難させる際、施設の災害リスク等に応じて避難行動を検討することが大切です。行政が開設する避難場所への避難だけが避難行動ではありません。

次のフローを参考に、どのような避難方法が適当なのかを考慮して計画を作成しましょう。

【注意事項】

本フロー図は、あくまで**避難方法検討の目安**です。浸水想定区域外でも浸水する場合や、想定される浸水深を上回る場合もあります。土砂災害警戒区域も同様です。屋内避難と判断した場合でも立ち退き避難を想定した準備をしましょう。

①あなたの施設の災害リスクを把握しましょう

区役所に置いてある『土砂災害ハザードマップ』と『洪水ハザードマップ』を確認して、施設にはどのような災害が起こりうるのか、確認しましょう。

上記のマップは市 HP でも公開しているほか、インターネット上の電子マップである『わいわい防災マップ』でもご確認いただけます。

洪水浸水想定区域に入っている場合

土砂災害警戒区域に入っている場合

②【浸水深の確認】（想定最大規模）

洪水ハザードマップ等を見て、施設のある地域にはどのくらいの水が浸入してくるのかを確認しましょう

浸水深： _____m ～ _____m

②【土砂災害の恐れのある部分（危険な場所）の確認】

土砂災害ハザードマップ等を見て、自分の施設のどの部分に土砂災害の恐れがあるのかを確認しましょう

③【施設の構造を確認】

鉄筋コンクリートなどの堅牢な建物で、上階がありますか？

基本的には立ち退き避難

立ち退き避難がかえって危険な場合

③【施設の構造を確認】

鉄筋コンクリートなどの堅牢な建物で、上階がありますか？

堅牢で上階あり

その他の施設

その他の施設

堅牢で上階あり

④浸水しても施設内で安全確保できますか？
※考え方参照

できる

できない

【立ち退き避難が必要】
災害が発生した後に立ち退き避難がかえって危険な場合は、あらかじめの避難が必要です。

④土砂災害が発生しても施設内で安全確保できますか？
※考え方参照

ない

ある

【屋内避難が必要】

※施設内の安全確保の考え方（例）

- ① 屋内避難場所の高さが、想定される浸水深よりも高い場合
例）屋内避難場所の高さが3 mで、想定される浸水深が0.5m
→屋内避難で安全確保できると判断できる

- ② 屋内避難場所の高さが、想定される浸水深よりも低い場合
例）屋内避難場所の高さが3 mで、想定される浸水深が5 m
→屋内避難で安全確保できない

- ③ 屋内避難場所が土砂災害警戒区域外であり、建物の崩壊および土砂の流入の危険がない場合
→屋内避難で安全確保できると判断できる

6 避難誘導 ④

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合には、屋内で安全確保を図るものとする。その場合用に、備蓄物資を用意する。

⑤	名 称	移動距離	移動手段
立ち退き 避難場所	〇〇区〇〇町「〇〇」	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内避難 (屋内安全確保)	本施設〇階	風水害時に開設しない公的施設もあります。この場合、付近の民間ビルなどへ逃げられないか周辺施設も確認してください。	

《立ち退き避難場所》

立ち退き避難とは、災害の危険がある場所を離れ、災害の危険性のない堅牢な建物へ避難することです。

立ち退き避難場所については、必ずしも行政が開設する避難場所とする必要はありません。安全が確保できる提携施設等を避難場所とする等、検討してください。行政が開設する避難場所については、市区のウェブページ等で確認します。

※風水害時に開設される避難場所は「横浜市 風水害時に開設される避難場所」で検索

【立ち退き避難場所へ車で避難する時の注意点】

令和元年の台風19号では、車で避難中に道路の冠水や崩落で亡くなったケースが多くありました。車を活用した避難や、避難に支援を必要とする方の送迎については、早い段階で実施しましょう。また、行政が開設する避難場所への車の駐車は原則禁止となります。

《屋内避難場所》

屋内で安全が確保できる避難場所を設定してください。

立ち退き避難場所、屋内避難場所、両方を設定しておきましょう。

避難フローにおいて立ち退き避難を想定している場合でも、既に河川の氾濫や土砂災害が発生しており立ち退き避難を実施することが困難である場合には屋内避難を実施する必要があります。また屋内避難を想定している場合でも、想定以上の浸水等により立ち退き避難を実施する必要がある場合もあります。

(2) 避難経路 ⑤

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

《立ち退き避難経路》

避難経路は、施設の地理的条件などを考慮することが必要となります。土砂災害危険箇所やアンダーパスを確認します。

避難経路を洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップで確認しておきます。

避難経路については、河川等からの氾濫水が到達していなくても、内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいです。

《屋内避難経路》

上層階への(一時)避難の場合は、施設内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。土砂災害警戒区域側の窓のカーテンを閉める等の対応も行います。

(3) 避難誘導 ⑤ **様式 1 を基に○があるか**→ 浸水

避難場所までの移動距離及び移動手段は、周辺の土砂災害の状況や利用者の健康状態等により「○○」避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設の○階へ避難する。

(4) 立ち退き避難誘導方法 ⑤

ア 以下の事項について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

(ア) 施設への浸水
土砂災害の危険に関すること。←様式 1 を基に○があるか

(イ) 避難を開始すること。

(ウ) 誘導員の指示に従うこと。

(エ) エレベーター等は使用しないこと。

イ 避難場所(○○区○○町「○○」)までの順路、道路状況について説明する

ウ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

エ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

オ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

カ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

キ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(5) 屋内避難誘導における注意点

- ア エレベーターを使用する際は、浸水で使用できなくなるリスクを考慮し、早めの避難を実施する。
- イ 階段での避難を想定している場合は、大人数による車いす等の持ち上げなど、日頃から訓練しておく。
- ウ ハザードマップ等を活用し、浸水する深さよりも避難する階の高さが上回っていることを事前に確認しておく。
- エ 土砂災害警戒区域を考慮し、区域外のなるべく上階の部屋への避難を検討する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

避難の長期化に備えた備蓄、情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。また備蓄品や資機材等については、屋内における避難場所に保管することとする。⑦

避難確保資機材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料 ⑧
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり__ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり__食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 救急セット ⑨
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> アレルギー対応食
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水版 <input type="checkbox"/> （ ）

《資機材の整備》

情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資機材について記載し、記載した資機材は計画と併せて整備・備蓄しておいてください。

夜間も利用者が施設内に滞在する施設については、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資機材について検討し記載してください。

《食料等の備蓄》

上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、区役所・消防機関等との連絡体制の確保、医療施設についてはカルテのバックアップ、最低限必要な照明等の準備、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要です。

8 防災教育及び訓練の実施 ⑩

- ・ 毎年___月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年___月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

ここでは、入居者等を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や、関連する教育の機会が設定してください。

できるだけ、水害や土砂災害の危険性が高まる出水期（6月1日から10月31日）までに施設職員の対応力が高まるよう、教育、訓練の時期を設定してください。

また、訓練実施にあたっては「要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく訓練の手引き」を参照してください。

本市ホームページ URL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

9 自衛水防組織の業務に関する事項 ⑪～⑭

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ア 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。⑭
 - イ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。⑭
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

※ 自衛水防組織を設置する場合には、様式7を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表1・2を作成してください。

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

（自衛水防組織の編成）

- 第 1 条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。⑪
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。⑬
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表 1 に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

- 第 2 条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

- 第 3 条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

- 第 4 条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。⑫

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () ⑪
総括管理者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	

	役職及び氏名	任 務
避難 誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

10 防災体制一覧表（施設内共有資料）

様式 8

※行政への提出は必要ありません

管理権限者	()	⑪
総括管理者	()	(代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 気象情報、土砂災害警戒情報等の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ⑫⑬・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

様式2で定めた防災体制について、管理権限者、情報収集班、避難誘導班の要員を記載します。また、各班の任務を記載することで、日頃から各分担の役割を明確にし、担当者を割り振っておくことが望まれます。

大雨などのとき素早く避難できるように、対応を行います（防災体制の責任者：〇〇〇）

情報収集・避難準備を行う（警戒体制）

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報が発令されたとき 情報収集担当者名を記載してください。

- ・ 情報収集を行います。（担当： 情報収集の担当者名を記載してください）
- ・ 危険な状況が予想される時には次の対応を行います。
（実施する内容に☑）

- 利用者へ今 大雨洪水警報発表時の活動内容にチェックを入れてください。
この表に当てはまらない活動を行う場合には一番下の行に記載してください。4P「警戒体制」の「活動内容」
- 地域の方へ
- 利用者の家族などへ連絡します。
- 避難経路・誘導方法を確認します。
- 避難の際に利用する持出用具を準備します。
- その他（↑これらに当てはまらない活動内容はここに記載）

館内での情報伝達の方法に○をつけてください。
掲示板の場合は掲示板を設置する場所、その他の方法で情報伝達する場合にはその方法を記載してください。
5P 5（2）「情報伝達」

職員間の情報共有

会議・掲示板（場所： ）・メーリングリスト・館内放送

その他（その他の方法で情報伝達する場合の方法を記入）

避難を行う（避難体制）

- ・ 大雨警報、洪水警報、高潮警報 が発表されたとき
- ・ レベル3（高齢者等避難）が発令されたとき
- ・ レベル4（避難指示）が発令されたとき

・ 避難場所

建物の中で避難する場合：「屋内安全確保」の場所を記入
 建物の外に避難する場合：「避難場所」を記入

※利用者家族の連絡先（利用者家族の連絡先の保管場所を記載）を確認

避難経路 避難確保計画の 〇 ページを確認
 避難誘導の方法 避難確保計画の 〇 ページを確認
 持出用具の保管場所 （持出用具の保管場所を記載）

利用者家族の連絡先の保管場所
 避難経路が記載してある避難確保計画のページ（2P～3P）
 避難誘導の方法が記載してある避難確保計画のページ（6P）
 持出用具の保管場所を記載してください。

名称		電話番号
（施設のある区）	区役所	（電話番号）
（施設のある区）	消防署	（電話番号）
外部への緊急連絡先を記載してください。		

定期的に防災訓練を行い、日頃から災害に備えましょう

(当施設は、大雨などで河川が氾濫した際に
浸水のおそれがある地域内【浸水深（想定最大規模）〇m】にあります)

避難経路

- ・施設の状態に応じて、より安全と考えられる経路で避難します。

(避難確保計画の図を添付)

避難場所までの避難経路の図を貼ってください。

2P～3P 「屋外避難経路図」「屋内避難経路図」

洪水ハザードマップ等で調べた想定最大規模の浸水が予測される深さ（浸水深）を記載してください。

- ・訓練の計画を毎年〇月に策定します。
- ・定期的に防災訓練を実施します。
- ・避難訓練の実施方法は（訓練予定の概要）により行います。
- ・（従業員への防災教育の内容）により、職員の防災意識の啓発を行います。

・避難訓練の計画に関する事項を記入します。

自衛水防組織（設置がある場合のみ記入）

自衛水防組織の統括管理者：自衛水防組織の管理権限者または統括管理者名を記載してください

自衛水防組織は以下の班で構成します。

- ・ 〇〇 班（班長： 〇〇 ）
- ・ 〇〇 班（班長： 〇〇 ）
- ・ 〇〇 班（班長： 〇〇 ）
- ・ 〇〇 班（班長： 〇〇 ）

自衛水防組織を設置している場合には統括管理者名・班名・班長名を記入してください。10P

12 避難確保計画抜粋版（施設内掲示用・土砂編）※行政への提出は必要ありません

施設内の一時避難の際の備蓄品（詳細は避難確保計画の ページを確認）

- ・飲料水…〇〇日分／〇〇人分
- ・食料 …〇〇日分／〇〇人分
- ・その他（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

施設内の一時避難時に利用する備蓄品を記載してください。
7P「避難の確保を図るための施設の整備」

避難にかかる時間は（避難にかかる想定時間を記載してください）分程度

避難場所までの避難にかかる想定時間を記載してください。

大雨などのとき素早く避難できるように、対応を行います（防災体制の責任者：〇〇〇）

情報収集・避難準備を行う（警戒体制）

大雨注意報・高潮注意報が発表されたとき

情報収集担当者名を記載してください。

- ・ 情報収集を行います。（担当：情報収集の担当者名を記載してください）
- ・ 危険な状況が予想される時には次の対応を行います。
(実施する内容に☑)

- 利用者へ今後避難が予想されることを知らせる
- 地域の方へ避難の際の協力を要する
- 利用者の家族などへ連絡する
- 避難経路・誘導方法を確認する
- 避難の際に利用する持出用具を準備します。
- その他（↑これらに当てはまらない活動内容はここに記載）

大雨洪水警報発表時の活動内容にチェックを入れてください。
この表に当てはまらない活動を行う場合には一番下の行に記載してください。
4 P 「警戒体制」の「活動内容」

避難を行う（避難体制）

- ・ 大雨洪水警報、高潮警報が発表されたとき
- ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・ レベル3（高齢者等避難）が発令されたとき
- ・ レベル4（避難指示）が発令されたとき
- ・ がけ崩れの前兆現象（裏面を確認）が発生したとき

避難場所

建物の中で避難する場合：「屋内安全確保」の場所を記入

建物の外に避難する場合：「避難場所」を記入

※利用者家族の連絡先（利用者家族の連絡先の保管場所を記載）を確認

避難経路 避難確保計画の〇ページを確認

避難誘導の方法 避難確保計画の〇ページを確認

持出用具の保管場所（持出用具の保管場所を記載）

利用者家族の連絡先の保管場所
 避難経路が記載してある避難確保計画のページ（2 P ~ 3 P）
 避難誘導の方法が記載してある避難確保計画のページ（6 P）
 持出用具の保管場所を記載してください。

職員間の情報共有方法

会議・掲示板（場所： ）・メーリングリスト・館内放送

その他（その他の方法で情報伝達する場合の方法を記入）

館内での情報伝達の方法に〇をつけてください。
 掲示板の場合は掲示板を設置する場所、その他の方法で情報伝達する場合にはその方法を記載してください。
 5 P 5 (2) 「情報伝達」

外部への緊急連絡先を記載してください。11 P

(施設のある区)	区役所	(電話番号)
(施設のある区)	消防署	(電話番号)

定期的に防災訓練を行い、日頃から災害に備えましょう

(当施設は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に生命又は身体に危害が生じるおそれがある地域内にあります)

避難経路

- ・ 施設の状態に応じて、より安全と考えられる経路で避難します。

(避難確保計画の図を添付)

避難場所までの避難経路の図を貼ってください。
2P～3P 「屋外避難経路図」「屋内避難経路図」

避難訓練

・ 避難訓練の計画に関する事項を記入します。9P

- ・ 訓練の年間計画を毎年〇月に策定します。
- ・ 定期的に防災訓練を実施します。
- ・ 避難訓練の実施方法は(訓練予定の概要)により行います。
- ・ (従業員への防災教育の内容)により、職員の防災意識の啓発を行います。

施設内の一時避難の際の備蓄品

(詳細は避難確保計画の〇ページを確認)

- ・ 飲料水…〇〇日分／〇〇人分
- ・ 食料 …〇〇日分／〇〇人分
- ・ その他 (〇〇〇〇〇〇〇〇)

施設内の一時避難時に利用する備蓄品を記載してください。
7P「避難の確保を図るための施設の整備」

【参考】がけ崩れの前兆現象

次のような前兆現象があったら早めの避難行動をとります。

- ・ がけから小石がパラパラ落下する
- ・ 斜面に新たな湧水が発生する。
- ・ 湧水の濁りがみられる

- ・ 避難にかかる時間は(避難にかかる想定時間を記載してください)分程度

避難場所までの避難にかかる想定時間を記載してください。